

令和8年度コンプライアンスに係る職員の意識調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度コンプライアンスに係る職員の意識調査等業務

2 事業目的

広島県では、近年、不適正事案が続けて発生していることを踏まえ、現状の職員のコンプライアンス意識や、業務プロセスの状況等を把握するため、昨年度に引き続き、職員を対象としたアンケートを実施することとし、その結果を基に、翌年度以降の取組を検討することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) アンケート設問作成

- 次の事項を踏まえ、アンケートの設問を作成すること。なお、アンケート実施は県で行う。
 - ・ 対象者は知事部局の全職員 5,000 人程度とする。
 - ・ 設問は択一式及び記述式とする。(30 問程度を予定、属性の問は 30 問に含めない)
 - ・ アンケートの実施時期は 10 月下旬を予定し、1 ヶ月程度の回答期間を確保するものとする。
 - ・ 昨年度の調査結果を踏まえ、調査内容の深掘りを図るとともに、個人の法令遵守意識、コンプライアンスの推進に向けた取組の浸透度、業務プロセスの状況把握、及び、心理的安全性やコミュニケーション等の組織風土に関する設問内容となるよう提案すること。(7 参考資料を参照のこと)
- 職員が答えやすいような設問内容や周知方法など、昨年度のアンケート回答率を上回るような取組を提案すること。

(2) 調査結果分析・施策提案

県から提供するアンケート結果(csv 形式を予定)の分析を行うこと。また、コンプライアンスや内部統制制度に関する職員向けの研修など、県が既に実施しているコンプライアンス関連施策も踏まえた、具体的で実効性の高い改善施策を提案すること。

(3) 業務実施体制の構築

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、業務を総括的に管理するプロジェクトマネージャー1名と、本業務の各種取組を効果的に実施する担当者1名以上を配置すること。

(4) 業務設計

アンケートの実施手法や、全体のスケジュール、アンケート回収率などについて検討し、

それらを反映した工程表を作成の上、県と協議・調整し、実施すること。

5 成果物

次の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

時期	書類名
業務着手時 (契約から1ヶ月以内)	・業務工程表 ・業務計画書 ・業務従事者名簿(プロジェクトマネージャー、担当者等)
業務実施中(随時)	・打合せ議事録(県・受託者)
業務完了時 (令和9年3月31日まで)	・業務完了届 ・業務実施報告書 ・その他、業務によって得られた資料一式

成果品の納入場所は、広島県総務局行政管理課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果品は全て広島県に帰属する。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

- (1) 納入形式は、原則として、電子データとする。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は日本語を使用し作成する。

6 留意事項

- (1) 県との連絡調整を十分に行い、円滑な運営ができるよう協力すること。また、必要に応じて適宜、県が行う関連他事業との連携・調整を図るよう努めること。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た県、企業等の情報を適切に管理するとともに、業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めた事項はすべて予定として記載したものであり、県は、本業務の実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更に応じること。
- (4) 契約の締結等の手続き、打合せ等業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (8) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては広

広島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和4年10月6日広島県条例第33号）を遵守しなければならない。

- （9）本事業の全ての業務において、適宜、県と協議・調整の上、効果的に実施すること。その他、本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。

7 参考資料

- （1）令和7年度の調査結果（令和8年3月5日 総務委員会資料）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/657633.pdf>

- （2）広島県の内部統制に関する方針

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/naibutousei-houshin.html>

- （3）広島県内部統制評価報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/naibutousei-hyouka.html>